

26建指第622号  
平成27年1月30日

各建築・住宅関係団体の長 様

愛知県建設部建築局建築指導課長  
( 公 印 省 略 )

建築基準法第7条の3第1項第2号に基づく  
中間検査の指定の改正について（通知）

日ごろは本県の建築行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。  
愛知県では建築基準法第7条の3第1項第2号の規定に基づく、「中間検査に係る特定  
工程及び特定工程後の工程の指定」に係る平成18年愛知県告示第161号を別添のとおり  
改正しましたので通知します。

つきましては、会報への登載等により会員の方への周知に努めていただきますよう  
御協力をお願いします。

担 当 建築指導グループ（山本、築瀬）  
電 話 052-954-6586（ダイヤルイン）